

身体障がい福祉制度のご案内

1. 手帳再交付等手続き

| 手帳の紛失 | 手帳の破損 | 障がいの追加・程度変更 | 住所・氏名変更 | 手帳返還 |
|--------------|-------------------------|---------------------------|------------|------------|
| ・写真1枚 ・印鑑 | ・破損した手帳 ・写真1枚 ・印鑑 | ・指定医師の診断書 ・写真1枚 ・印鑑 | ・手帳 ・印鑑 | ・手帳 ・印鑑 |

【再認定について】（再認定のある方は、審査実施年月が手帳に記載されます。）

- ・ペースメーカー等植え込みをされた方（先天性疾患（18歳未満で心疾患を発症した方）を除く）については、原則として、3年以内に再認定。
- ・交付申請時の診断書・意見書作成時点での年齢が3歳未満の方については、原則として、5歳時に再認定。
- ・肝臓機能障がいの方については、診断書作成日から1年以上5年以内に再認定。

2. 医療について

- ・**更生医療**：手帳の交付を受けている18歳以上の方で、障がい状態軽減の為の医療について自己負担を軽減する制度です。自己負担が1割に軽減されますが、世帯の所得状況に応じてひと月当たりの上限額が設定されます。

| | | | | |
|--------------------------|-------------------------|---------------------|--------------------|-------------------|
| 主な医療：人工関節置換手術 (肢体不自由) | ・ペースメーカー埋込術 (心臓機能障害) | ・人工透析療法 (腎臓機能障害) | ・肝臓移植術 (肝臓機能障害) | ・白内障手術等 (視覚障害) |
|--------------------------|-------------------------|---------------------|--------------------|-------------------|

指定医療機関の担当医師が作成した更生医療意見書、保険証（同一保険に加入している全ての方）、特定疾病療養受給者証（人工透析療法を受ける方）を添えて申請します。

※人工透析患者通院費助成：人工透析療法を受ける方について、医療機関へ通院する費用の一部を助成します。

- ・**重度心身障害者医療（県障医療）（窓口：健康福祉課保険医療係）**：手帳（1級・2級・3級）の交付を受けている方
保険給付の対象となる医療費の自己負担分について助成を行う制度です。

- ・**後期高齢者医療制度（窓口：健康福祉課保険医療係）**

65歳から74歳までの方で一定の障がいのある方は加入の手続きを行うことで後期高齢者医療制度の被保険者になることができます。詳しくは健康福祉課保険医療係の窓口でお問い合わせください。

| |
|--|
| 一定の障がいのある方とは： ① 身体障害者手帳1級・2級・3級の交付を受けている方 ② 身体障害者手帳4級の交付を受けている方で、次のいずれかに該当される方 ・両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの ・音声機能、言語能力またはそしゃく機能の著しい障がい ・両下肢すべての指を欠くもの ・1下肢を左脚の2分の1以上欠くもの ・1下肢の著しい障がい |
|--|

3. 補装具・日常生活用具の給付について

◎購入する前に申請をする必要があります。（申請後、決定通知があってから購入となります。）

◎補装具・日常生活用具ともに世帯の所得状況に応じて自己負担があります。

| |
|---|
| 主な補装具：義肢・義足・装具・盲人用安全杖・点字器・補聴器・車いす・義眼 など |
|---|

指定医師の意見書と補装具の製作を依頼する業者の見積書を添えて申請します。

| |
|--|
| 主な日常生活用具：テープレコーダー・盲人用時計・入浴補助用具・歩行支援用具・ストーマ用装具 など |
|--|

※障害別・障害の程度により対象が異なります。

購入を依頼する業者の見積書を添えて申請します。

※介護保険が適用となる方は介護保険制度が優先される品目があります。詳しくはご相談ください。

4. 公共料金等の割引について

①**旅客鉄道**：各駅の乗車券発売窓口到手帳を提示して乗車券を購入します。（窓口：JR各駅窓口）

| 対象者 | 利用形態 | 条件 | 種類 | 割引率 |
|-----|--------|---------------------|-----------------|-----|
| 第1種 | 単独（本人） | 片道100kmを超えて利用する場合 | 乗車券 | 50% |
| | 介護人と共に | キロ数の制限なし | 乗車券・回数券・定期券・急行券 | |
| 第2種 | 単独（本人） | 片道100kmを超えて利用する場合 | 乗車券 | |
| | 介護人と共に | 12歳未満の身体障がい児が利用する場合 | 定期券 | |

※この他にもジパング倶楽部の障がい者割引がありますので、詳しくはJR各駅窓口にお問い合わせください。

②**路線バス**：運賃支払時もしくは定期券購入時に手帳を提示します。（学生の定期券は除く）

| | |
|------|---|
| 普通運賃 | 本人、介護人共50%割引（介護人は第1種の手帳をお持ちの方で、バス事業者が認めた場合） |
| 定期運賃 | 本人、介護人共30%割引（小児は割引なし） |

※詳しくは各バス事業者へお問い合わせください。

③**加茂市営市民バス・デマンド型乗合タクシー**：運賃支払時に手帳を提示します。（運賃半額※となります。）

※デマンド型乗合タクシーはR3.10.25～、市民バスはR3.11.1～

④**ハイヤー・タクシーの運賃**

・**県内のハイヤー・タクシーを利用する場合**：運賃精算の際に手帳を提示します。※割引未実施の事業者もあります。

| | |
|---------------------|-----------------------------|
| 手帳の交付を受けている人が乗車した区間 | 1割引き（運賃料金精算時に乗務員に手帳を提示します。） |
|---------------------|-----------------------------|

※高齢者割引との併用は不可。

※高齢者割引制度の有無や内容はご利用のタクシー会社へ直接お問い合わせください。

・**タクシー利用券**：乗車時に利用券を提出し、手帳を提示します。（乗車1回につき1枚使用）

| | |
|-----------------------|--------------------------|
| 手帳1、2、3級の一部の交付を受けている方 | 小型タクシーの初乗り運賃の額が無料（年間24枚） |
|-----------------------|--------------------------|

※加茂市内のタクシー会社のタクシーで利用できます。（③のデマンド型乗合タクシーには利用できません。）

※上記の障害者割引制度とタクシー利用券制度の併用は可能です。

※タクシー利用券交付申請は毎年申請手続きが必要です。（窓口：加茂市社会福祉協議会）

⑤**航空運賃**：航空券購入及び搭乗手続きの際に手帳を提示します。（窓口：航空券販売・搭乗窓口）

身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障がい者が介護者（割引運賃の対象となる障害者と同時に同一区間を利用する者）と共に、又は単独で利用する場合に、身体障がい者本人及び介護者1名に適用となります。

※割引運賃及び購入手続等は、各航空会社が設定するものですので、各航空会社又は路線によって異なる場合がありますので、詳しくはご利用の各航空会社にお問い合わせください。

⑥**旅客船運賃の割引**：乗船券発売窓口到手帳を提示して乗船券を購入します。（窓口：乗船券発売窓口）

| 対象者 | 利用形態 | 割引率 |
|-----|--------|--------------------------------------|
| 第1種 | 単独（本人） | 50% |
| | 介護人と共に | 介護者付きの時、両者2等・1等・特等 佐渡汽船ジェットフォイル運賃 |
| 第2種 | 単独（本人） | 50% 佐渡汽船ジェットフォイル運賃、2等 |

※船舶運航事業者により割引の内容が異なる場合があります。詳しくは各船舶運航事業者にお問い合わせください。

⑦**有料道路通行**：登録された車（1台のみ）の通行料金が割引となります。※手帳に記載します。

| | | |
|-------|---|-------|
| 本人運転 | 手帳の交付を受けている方が、本人又は生計を一にしている方の所有する車を自ら運転される場合 | 50%割引 |
| 介護人運転 | 重度の身体障がい者が乗車し、本人が生計を一にしている方の所有する車を身体障害者の移動のために介護人が運転する場合（手帳に証明印を押印） | |

身体障害者手帳、自動車検査証、運転免許証（本人運転のみ）

※ETCを利用する場合：ETCカード（障害者本人名義のもの。但し、児童の場合は保護者名義のもの可）、ETC車載器の管理番号が確認できるものも必要です。

※有効期限があります。（継続して使用する場合には更新が必要となります。）

⑧NHK 放送受信料：手続きは健康福祉課障がい支援係、詳しいお問合せ先はNHK 新潟放送局

| 対 象 者 | 減免 |
|--|----|
| 身体障害者手帳の交付を受けている人（その人を世帯構成員に有する人）で世帯構成員全員が非課税の場合 | 全額 |
| 視覚障害・聴覚障害の手帳交付を受けた世帯主 | 半額 |
| 身体手帳の障害等級1、2級の交付を受けた世帯主 | |

※要件に該当しなくなった場合（手帳をお持ちの方が死亡した場合や世帯主（契約者）でなくなった場合）にはNHKへの届出が必要です。（障がい支援係窓口で放送受信料免除事由消滅届を記入・提出してください。）

⑨携帯電話の割引：手帳の交付を受けている方で携帯電話をご利用の方。

| 会社名（サービス名） | 携帯電話からのお問い合わせ先 | 一般電話からのお問い合わせ先 |
|-------------------|----------------|--------------------------------|
| N T T ドコモ（ハーティ割引） | 局番なし 151（無料） | 0120-800-000（無料） |
| a u（スマイルハート割引） | 局番なし 157（無料） | 0077-7-111 又は 0120-977-033（無料） |
| ソフトバンク（ハートフレンド割引） | 局番なし 157（無料） | 0800-919-0157（無料） |

※詳しくは各社窓口へもしくはお近くの携帯ショップへお問い合わせください。（直接お問い合わせください。）

5. その他

- ・障害基礎年金、障害厚生年金：詳しくは下記の窓口へお問い合わせください。
国民年金や厚生年金保険に加入している間（または、老齢基礎年金を受給していない60歳から65歳までの間）に、病気等により1級または2級の障がい状態*となった20歳以上の人が受給できます。
20歳前に、1級または2級の障がい状態*となった人は、国民年金加入の有無に関係なく20歳から支給されます。
※なお、障害年金における「1級または2級の障がい状態」は身体障害者手帳の等級とは異なります。

- 窓口
◇国民年金：市民課年金係または三条年金事務所
◇厚生年金：三条年金事務所

・駐車禁止除外指定車標章の交付（窓口：加茂警察署交通課）

| 障 害 区 分 | 障 害 の 等 級 |
|------------------------|-------------------------------|
| 視覚障害 | 1級～3級、4級 |
| 聴覚障害 | 2級、3級 |
| 平衡機能障害 | 3級 |
| 上肢不自由 | 1級、2級の1、2級の2 |
| 下肢不自由 | 1級～4級 |
| 運動機能障害（上肢機能） | 1級、2級（－上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。） |
| 運動機能障害（移動機能） | 1級～4級 |
| 体幹不自由 | 1級～3級 |
| 心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸機能障害 | 1級、3級 |
| 免疫機能障害、肝臓機能障害 | 1級～3級 |

手続きの際は身体障害者手帳、印鑑、使用者の住民票抄本（本籍が明記されたもの）が必要です。

- ・おもいやり駐車場制度（詳しいお問い合わせ先は新潟県福祉保健部障害福祉課 計画推進係）
手帳をお持ちの方等で歩行が困難な方に新潟県が利用証を交付し、専用駐車スペースの利用対象者を明確にする制度です。（おもいやり駐車場制度の駐車スペースを担保するものではありません。）
○窓口（新潟県県障害福祉課又は三条地域振興局健康福祉環境部、健康福祉課障がい支援係）

- ・所得税、住民税等の軽減：詳しくは下記へお問い合わせください。
○窓口（所得税：三条税務署、県民税・市民税：加茂市税務課）

- ・自動車取得税、自動車税の減免：詳しくは下記へお問い合わせください。
歩行が困難な障がい者のために使用される自動車については、減免が受けられる場合があります。

- 窓口
◇自動車取得税（普通車・軽自動車）、自動車税（普通自動車）については三条地域振興局県税部収税課
◇自動車税（軽自動車）については加茂市税務課
▼減免の範囲（対象となる車の要件など、詳しくは上記の各窓口にお問い合わせください。）

| 障害内容 | 障がい者本人が運転 | 家族(同一生計者)・介護者が運転 |
|---------------------------|-------------------------|---------------------|
| 視 覚 障 が い | 1級～4級の1項まで | |
| 聴 覚 障 が い | 2級・3級 | |
| 平 衡 機 能 障 が い | 3級 | |
| 音声・言語・そしゃく機能障がい | 3級(喉頭摘出に限る) | |
| 上 肢 不 自 由 | 1級～2級2項まで | |
| 下 肢 不 自 由 | 1級～6級(7級が2以上ある場合も対象) | 1級～3級の1項まで |
| 体 幹 不 自 由 | 1級～3級・5級 | 1級～3級 |
| 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい | 上肢機能 | 1級・2級(2級の場合第一種のみ対象) |
| | 移動機能 | 1級～6級 |
| 内 部 機 能 障 が い | 1級・3級(免疫・肝臓機能障がいは1級～3級) | |

- ・諸手当
(こども未来課こども未来係)
○特別児童扶養手当：20歳未満の重度又は中度の心身障害児の保護者
(健康福祉課障がい支援係)
○障害児福祉手当：20歳未満の重度心身障がいのために日常生活で常時介護が必要な児童
○特別障害者手当：20歳以上の著しい重度心身障がいのため、常時介護が必要な方